

休眠預金等活用制度における原油価格・物価高騰への対応 に係る新旧対照表（主な改正点）

1. 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（政府）

改正後	現行
<p>第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項</p> <p>1. 指定活用団体の業務</p> <p>(1) 基本的業務</p> <p>④休眠預金等交付金の受入れ</p> <p>指定活用団体は、(略)以下の措置を講ずることを民間公益活動促進業務規程に定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあつては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れること等により効果的・効率的な民間公益活動促進業務を実施すること 	<p>第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項</p> <p>1. 指定活用団体の業務</p> <p>(1) 基本的業務</p> <p>④休眠預金等交付金の受入れ</p> <p>指定活用団体は、(略)以下の措置を講ずることを民間公益活動促進業務規程に定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあつては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れること等により効果的・効率的な民間公益活動促進業務を実施すること。<u>なお、当分の間は、法第29条第1項の趣旨を踏まえて当該見込額を同項に規定される運用資金に組み入れること</u>

※上記の改正を実施する「基本方針の一部改正について」の附則において、次の規定を設け、遡及適用を行う。

この決定による改正後の第3の1.(1)④に規定する執行残見込額の組み入れについては、令和4年3月31日から適用する。

2. 2022 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画（政府）

改正後	現行
<p>1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて （法第 19 条第 2 項第 1 号） （略）</p> <p>また、<u>新型コロナウイルスの感染拡大及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰</u>による経済・社会への影響から、本制度が対象とする活動分野においても支援のニーズは引き続き大きいことが想定される中、「通常枠」とは別途、<u>新型コロナウイルス及び原油価格・物価高騰</u>対応支援のための枠（以下「<u>新型コロナ及び原油価格・物価高騰</u>対応支援枠」という）を設け、2021 年度新型コロナ対応支援枠と同水準の額に同枠の執行残の額³を加えた額を確保することとする。</p> <p>³ 約 16 億円を見込む。</p>	<p>1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて （法第 19 条第 2 項第 1 号） （略）</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染拡大による経済・社会への影響から、本制度が対象とする活動分野においても支援のニーズは引き続き大きいことが想定される中、「通常枠」とは別途、<u>新型コロナウイルス</u>対応支援のための枠（以下「<u>新型コロナ</u>対応支援枠」という）を設け、2021 年度新型コロナ対応支援枠と同水準の額を確保することとする。</p>

3. 民間公益活動促進業務規程（JANPIA）

改正後	現行
<p>第 3 章 休眠預金等交付金の受入れ （休眠預金等交付金の受入れ）</p> <p>第 27 条 （略）</p> <p>2 機構は、休眠預金等交付金を原資とする予算の適正かつ効率的な執行のため、以下の措置を講ずることとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあつては、<u>当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れること。</u></p>	<p>第 3 章 休眠預金等交付金の受入れ （休眠預金等交付金の受入れ）</p> <p>第 27 条 （略）</p> <p>2 機構は、休眠預金等交付金を原資とする予算の適正かつ効率的な執行のため、以下の措置を講ずることとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあつては、<u>当該見込額を法第 29 条第 1 項に規定される運用資金に組み入れること。</u></p>

※上記の改正を実施する「業務規程の一部改正について」の附則において、次の規定を設け、遡及適用を行う。

改正後の第 27 条第 2 項第三号に規定する執行残見込額の組み入れについては、令和 4 年 3 月 31 日から適用する。

4. 2022 年度事業計画 (JANPIA)

改正後	現行
<p>I 方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>○2022 年において、新型コロナウイルス感染拡大の影響は続いており、生活上の困難を抱える人々の増加など、行政では対応困難な社会的課題の増加をもたらしている。<u>また、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰は、新型コロナウイルスと同様に、社会的課題を惹起・拡大させている。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>また資金分配団体公募においては、通常枠に加え、<u>新型コロナ及び原油価格・物価高騰</u>対応支援枠をあわせて確保することとし、本制度の下で社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出に優先して取り組むこととし、下記に掲げる事業を展開する。</p>	<p>I 方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>○2022 年において、新型コロナウイルス感染拡大の影響は続いており、生活上の困難を抱える人々の増加など、行政では対応困難な社会的課題の増加をもたらしている。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>また資金分配団体公募においては、通常枠に加え、<u>新型コロナ</u>対応支援枠をあわせて確保することとし、本制度の下で社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出に優先して取り組むこととし、下記に掲げる事業を展開する。</p>
<p>II 事業計画</p> <p>2. 2022 年度採択事業「<u>新型コロナ及び原油価格・物価高騰</u>対応支援枠」</p> <p>(1) 助成対象事業</p> <p><u>新型コロナウイルス感染拡大及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰</u>の影響により、行政では対応困難な様々な社会的課題が生じている。(略)</p> <p>(2) 公募の概要</p> <p>① (略)</p> <p>②助成額は、2022 年度を通じた総額で 40 億円に <u>2021 年度新型コロナウイルス対応支援枠の執行残の額(約 16 億円を見込む)</u>を加えた額を目途とする。</p> <p>③～⑫ (略)</p>	<p>II 事業計画</p> <p>2. 2022 年度採択事業「<u>新型コロナ</u>対応支援枠」</p> <p>(1) 助成対象事業</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、行政では対応困難な様々な社会的課題が生じている。(略)</p> <p>(2) 公募の概要</p> <p>① (略)</p> <p>②助成額は、2022 年度を通じた総額で 40 億円を目途とする。</p> <p>③～⑫ (略)</p>